

ICAA（インターメディアリー・クリニカル・アロマセラピー協会）会則

本会はアロマセラピーの普及や、アロマセラピストの知識技術の向上、アロマトリートメントのタッチング技術や産後のベビーマッサージ・チャイルドケアを通じ、ご家族のコミュニケーション作りなどを目指し、心身の自然治癒力を高め豊かな社会を実現するために設立いたしました。この「インターメディアリー（架け橋）」という言葉に込められた想いは、現代社会において問題にある、身体的、精神的にもバランスを崩している方に対し、自然治癒力が高まり、「QOL～クオリティ オブ ライフ～（生活の質）」の向上へとつながることを望む団体です。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、ICAA（インターメディアリークリニカルアロマセラピー協会）と称する。
ICAA とは Intermediary Clinical Aromatherapy Association の英文略号である。

（本部）

第2条 本会は本部事務局を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は医療従事者のアロマセラピストや、医療現場で働いてるセラピストらが中心となり、既にアロマセラピストをされている方、また、これからアロマセラピストを目指そうとしている方のためにメディカルアロマセラピーの正しい知識やアロマトリートメントの手技の向上、医療現場においてのアロマセラピーの普及やアロマセラピストの知識技術の向上を目指して活動することを目的としています。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1 アロマトリートメント、アロマセラピー、トリートメントに関する講習会等の開催
- 2 会員向けアロマセラピー情報誌の発行
- 3 各種研究、調査の実施
- 4 生涯学習活動の推進
- 5 アロマセラピーの啓蒙的講演会の開催
- 6 認定制度の施行及び認定施設の制定
- 7 その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員 会員の個人情報の保護

(会員規約)

第5条 インターメディアリークリニカルアロマセラピー協会（以下、「ICAA」という。）に入会する方（以下、「会員」という。）は、以下の内容に同意するものとします。

1.入会方法

入会は当協会の修了証及び認定証が取得できる講座を受講した者に限ります。各認定校にて講座を修了した日をもって入会とし、当該月を「入会月」とします。

受講者は入会の意図をもっての受講となります。入会希望の無い者の各種講座の受講はお断りいたします。

2.年会費と会員資格

会員資格は入会後の翌々10月末までとし、毎年の年会費振り込みをもって会員資格を継続するものとします。規定の期日を60日経過しても年会費の入金がない場合、退会とみなします。

退会した場合、各種認定証の認定を取り消いたします。

（リンパ浮腫専門医療従事者・リンパドレナージュセラピストの認定資格は継続いたします。）

3.会員の復帰

やむを得ない理由で退会された方が協会員に復帰する場合は、3年以内であれば、復帰理由を事務局へ報告し又その理由が理事会にて受理された場合のみ、退会された期間中の会員費を支払う事により復帰できるものとします。但し、3年経過している場合は、特別な事情でない限り退会とみなし、資格剥奪となります。

※特別な事情の場合は復帰分会費も協会側より指定することとなります

4.会員区分と特典

会員は、会員区分別に次の特典のすべて、または一部を授与されます。

- 1) ICAA ニュースメールの送信（不定期）
- 2) ICAA 主催セミナーへの参加費 割引
- 3) アロマセラピー関連商品の会員割引購入
- 4) 各種主催セミナーの修了証の発行
- 5) 各種認定セミナーのディプロマ発行
- 6) 入会時および更新時の会員証の発行

5.退会

会員は、いかなる場合でも、希望する時に退会できるものとします。ただし、一度入金された年会費はいかなる理由によっても返金しないものとします。

6.除名

ICAA は、会員が ICAA、会員または関連する団体等に対し、誹謗中傷等の行為をなした場合、著しい損害を与えた場合、またはその恐れがあるとみなした場合、理事の権限で予告なく当該会員を除名することができるものとし除名された会員はこれに対し何ら異議を申し立てることが出来ないものとします。

7.その他

上記に記載のない事項で問題が発生した場合、ICAA と会員の双方が、誠意をもって話し合いをし、解決するものとします。

<個人情報保護について>

インターネットリークリニカルアロマセラピー協会（以下、「ICAA」という。）は、個人情報に関する法律を遵守し、会員からご提供いただいた個人情報の保護に努めております。以下に ICAA のプライバシー保護の方針を明示します。

1.個人情報をお伺いする場合

ICAA では、会員により良いサービスをご提供するため、会員名簿、セミナー参加受け付け、メール配信登録などで会員に個人情報をお伺いします。その場合は、必要な範囲のみご提供させていただきます。

2.個人情報の管理・保護について

ICAA は、会員の個人情報の管理・取り扱いに十分に注意を払います。また会員によりよいサービスをご提供するため、個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。この場合、業務委託先には、委託契約等において個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、情報漏洩の無いよう適切な管理を実施させます。

3.個人情報の利用について

ICAA に個人情報をご提供いただいた場合、ICAA もしくは業務委託先から、ICAA の関連事業、セミナー等に関して、郵送、電子メール、その他の方法で情報をお届けすることがあります。

4.個人情報開示について

ICAA は、会員の個人情報を会員の同意を得ることなく、業務委託先以外の第三者に開示することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、または裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた時は、会員の同意なく個人情報を開示することがあります。

5.個人情報の訂正・削除について

会員の個人情報について、ご本人様から情報開示、または訂正、削除のお申し出があった場合、および退会または除名された場合、遅滞なく情報開示、訂正、削除を行います。

第4章 役員 理事

(理事)

第6条 本会において、本会の目的の遂行に必要なとされる方を本会の推薦により理事が選任される理事は当人の同意の上で任命されその任期は3年とし、再任を妨げない。

本会主催のセミナーでその専門分野のセミナーを有償にて依頼する事がある。

理事の退会はいかなる場合にも本人の意思により行える。

本会における会務、責務は理事長及び事務局が行う事とする。

理事の解任は職務上の義務違反や役員としてふさわしくない行為があるときに

本会より理事の解任ができる。

付則

本会則は2019年11月1日より実施する。

当面の会費は、次に掲げる額とする。

①正会員	年会費	5,000円+税
②インストラクター開校者	年会費	10,000円+税
③賛助会員	年会費	50,000円+税
④理事	年会費	免除

振込の際の名義は個人名で行うものとする。